

Point

J R 東海 労 大阪修繕車両所分会分会情報

No. 56 2010. 07. 10.

発行責任者 坂東 貞男

編集責任者 教 宣 部

蒲郡駅事件刑事裁判

上告棄却弾劾！！

7月7日、最高裁判所第三小法廷は蒲郡駅刑事裁判（平成21年（あ）第1833号）裁判において上告を棄却する不当な決定を下した。

私たちJR東海労新幹線地本大阪修繕車両所分会全組合員は、この不当決定に対して満腔の怒りを持って反動決定を弾劾し、断固抗議する。

最高裁は、上告の棄却理由を「弁護人の上告趣意は事実誤認の主張であり、被告人本人の上告趣意は違憲と言う点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって上告理由にあたらない」としている。つまり、上告に問題があって審理するにあたらないとして門前払いしたのであり、まさに反動決定である。

名古屋地裁・高裁では、加藤さんの真実に基づいた証言に対し、検察は具体的な証拠に基づかない推認・憶測だらけの主張を行った。そのデタラメな主張を名古屋地裁・高裁は、鵜呑みして判決を下したのである。

これこそ事実誤認と言えるにもかかわらず反動化した最高裁は結論ありきで不当な決定を下した。しかも参議院選挙投票日直前のこの時期にである。「もの言う」労働組合に対する国家権力などの権力者の意図が見えてくるようである。

私たちは、この反動決定を絶対許さない！

私たち大阪修繕車両所分会全組合員は、今後も「もの言う」労働組合として、闘う労働組合として、冤罪をなくすため、そして加藤誠二さんの職場復帰に向けて、全国の仲間と連帯して闘っていくことを明らかにする。

今後も加藤誠二さんと共に闘うぞ！！